

平成 27 年度 第 1 回富山市障害者自立支援協議会（全体会） 会議録

日 時：平成 27 年 10 月 2 日（金） 9：58～11：50

場 所：富山市役所東館 3 階 302 会議室

出席者：宮 田 伸 朗 会長、塚 田 彰 委員、本 田 万知子 委員、
野 尻 昭 一 委員、山 村 敏 博 委員、井 波 博 典 委員、
光 江 泰 子 委員、金 子 かつよ 委員、澤 田 和 秀 委員、
堀 恵 一 委員、服 部 隆 則 委員、寺 田 秀 雄 委員、
井 澤 朋 子 委員、岩 本 由美子 委員

欠席者：山 方 功 委員、小 西 郁 夫 委員

事務局：橋本 福祉保健部長、西川 福祉保健部次長、
中島 障害福祉課長、桜井 障害福祉課課長代理、飯野 障害福祉課副主幹
植野 障害福祉課企画係長、船木障害福祉課障害福祉係長、
西 障害福祉課主査、野嶋 障害福祉課主査

市委託相談支援事業所：

和敬会生活支援センター、セーナー苑 We net、自立生活支援センター富山、
富山市障害者福祉センター基幹相談支援室、あすなろセンター、富山市恵光学園
フィールドラベンダー

議 題：

- (1) 障害福祉の現状について
- (2) 専門支援ワーキングの活動状況等の報告について
- (3) 障害者福祉施設の状況について
- (4) 障害者差別解消法の施行について
- (5) その他

(会議資料)

- 1 富山市障害者自立支援協議会委員名簿
- 2 座席表
- 3 富山市障害者自立支援協議会設置要綱
- 4 議事関係資料

議事概要：

- 1、開会
- 1、議事

(事務局)

定刻若干前ではございますが、委員の皆様がお揃いでございますので、ただ今から平成27年度 第1回富山市障害者自立支援協議会を開催いたします。はじめに、橋本福祉保健部長より、あいさつ申し上げます。

(福祉保健部長)

皆さん、おはようございます。平成27年度第1回の開会ということでございまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、委員の皆様方をはじめ、お集まりいただきました皆様には、日頃から、本市の福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

近年では、本格的な人口減少や少子高齢化、急速に進展する中におきまして、国では医療や福祉制度の改革が進められております。

中でも障害福祉の分野においては、平成二十三年を皮切りに障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の施行、障害者総合支援法等々、順次改革が進められております。平成二十六年の一月には障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法の施行が来年4月に控えています。また、障害者総合支援法施行後の見直しの検討もされています。

この様な状況の中で、本市では、障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域において安心して暮らすことができる「ノーマライゼーションの社会」の実現を目指し、昨年、委員の皆様にご作成いただき、第3次富山市障害者計画、富山市第4期障害福祉計画の着実な推進に取り組んでいるところでございます。障害福祉をとりまく急激な社会環境の変化に応じて、将来にわたって持続可能なサービスを今後も提供していくことが重要であると考えておりますので、どうか皆様方におかれましては、こうした点にご理解いただき、ご協力いただければと思っておりますので、本日は、忌憚のないご意見をよろしくお願ひしたいと思います。

(事務局)

ここで、皆様に報告事項がございます。

本日は、ご都合により山方委員、小西委員が欠席されておられます。

また、本年3月末日で、窪田委員、阿部委員、松井委員が退任されましたことに伴いまして、新たに4月1日付けで就任されました3名の委員の皆様を、ご紹介させていただきます。

高志ライフケアホーム所長の井波委員さんでございます。(井波です。どうぞよろしくお願ひいたします。)富山県立しらとり支援学校校長の前澤委員さんでございます。(前澤です。どうぞよろしくお願ひいたします。)サクラパックス株式会社本社総務部部長の小西委員さんでございます。なお、小西委員さんにおかれましては、本日は、ご都合により欠席されております。

また、会議録作成のため、会議内容を録音させていただきますので、予めご了承ください。

それでは、議題に移ります。進行は設置要綱の規定によりまして、会長が議長となりますので、宮田会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

今年度第1回の自立支援協議会となりました。いつの間にか、今年度も折り返し地点

となっており、27年度の前半を振り返りながら、今後残された予定、課題、あるいは来年度以降の展望に取り組んでいくという段階に来ております。今、部長さんのあいさつにもありましたけれども、この間、自立支援をめぐる改革が非常に急速に進んでおりまして、一步一步その、ノーマライゼーションと人権尊重という方向に向かって、着実にしかし急速に進んでいるという感じがいたします。しかしながら社会保障関係をめぐる環境は非常に厳しくて、自然増をどう財政難の中で抑えていくのか、というような議論も一方にはあるようですので、こうなったときこそ、この自立支援協議会の役割は大きいのではないかと考えております。幸いといいますか、事務局の体制も一新になったようですので、チェンジしたときがチャンスだということで、是非、それぞれの団体、それから各分野、事業者、関係者の皆さん方の積極的なご提言をいただいて、少しでもこの県都にふさわしい富山市の自立支援施策の推進に向けて、よいきっかけになればと考えております。どうかよろしく申し上げます。

少し前置きさせていただきました。(申し訳ありません。)今日は議事として4つ予定されておりまして、この際、障害者施策、関連施策をひとつ広い視野で見てもよいのではないか、という趣旨ではないかと考えております。そして関連する分野との関係も含めて、半ば、現状、課題についての勉強会というようなことになるかもしれません。そして、さらには来年度からの取組みに向けた、障害者差別解消法の施行に向けた、様々な新しい取組み、どう取り組んでいったらいいのか、というようなことなども、後半部分では出てこうようかと思えます。だいたい1時間半ぐらいを予定したいと思っておりますが、かなり盛りだくさんですので、議事の進行にご協力いただければと思います。それでは、ひとつひとつ進めてまいりたいと思えます。

まず、一番目の議事です。「障害福祉の現状について」ということで、中間資料が届いておりますので、事務局の方から申し上げます。

(事務局)

障害福祉の現状について資料1～17Pに基づき説明。

(会長)

はい。ありがとうございます。全般的な状況を網羅的に要点だけご説明いただきました。多分、この自立支援協議会としては、初めて出てくるような中味もあったと思います。全体で言うと、いわゆる概ね順調に進捗しているということなんでしょうけれども、ただ、個別적으로는いろいろご質問、ご意見等もあろうかと思えます。どなたでも結構ですので、もうちょっと確認したいとか、言ったようなことがありましたらお願いしたいと思います。

(委員)

いまほど、福祉サービスのところで、移動支援・同行援護について、数字の見直しが今年度決められているということで、ちょっと期待したいのですが、私は視覚障害なもので、同行援護の30時間という時間制限ということで、先月9月には障害福祉課との話の中で、少しオーバーしても利用計画を立ててきちんと出していただければ、それを検討していただくということで、おかげさまで1件、オーバーした形での許可を受けて大変感謝しているところですが、何しろ30時間という時間制限があるために利用計画も立てにくい、というようなこともあったり、(資料の)最初の方の利用、同行援護の件

数なども、時間的には一人一人の単位にするとすごく短い時間しか利用していないようですけど、利用する人というのは本当に、8時間でも「もうわたし、これ以上要らないわ」という人もいれば、30時間を超えても「まだちょっと使いたい」という人も色々いらっしゃるの、その辺も考慮していただいて、時間を少し考えていただきたいなあ、ということと、30時間で縛られるものですから、利用計画を立てる場合においても相談員の皆さんにもご迷惑かけたり、同行援護の事業者の皆さんも時間制限があるために利用する人が「あんまりいないのかなあ。」ということで、(同行援護の)ヘルパーさんの採用を少し控えるというか、そんなことで、どの道、同行援護でそんなに仕事にならないならホームヘルパーの方を使うわ、という形で使われるというような話もよく聞いておまして、まだ同行援護を要請しても、お願いしても、まだ使えないという人(利用者)がたまにあるので、そういったところも色々考えていただいて、国の方でも利用者のニーズに応じた支給量という形で、特に制限をつけておられませんので、何とかその辺を考慮していただければ、色んなところでスムーズな利用ができるのかなあ、と思っていますので、色々とお願ひしたいなあと思っています。

また、利用計画の話で、最初の方に、利用計画の達成率というか作成率ありましたが、だんだん増えてきているんですけど、利用計画を立てる事業所の数も少し増えてきてますけど、私の耳に入ってくるのは、その利用計画を立てる事業所にいらっしゃる相談員の皆さんがちょっと少なくて仕事がオーバーワークになっている、というような話も聞きますので、もう少し動きが見えたり、市の方としても何か色々と考えていただければありがたいなあ、と思っています。

それと、もうひとつだけ、いま視覚障害の方で問題となっているのは、代筆・代読という問題があるんですが、昔は、介護保険でも少しホームヘルパーさんにちょっとお願いして、無理を言ってお願いして、手紙とか色んな書類、書いて返信するような手紙とかあったりして、そういったものをお願いして何とか書いていただけてたのですが、最近は段々と厳しくなってきた「それは私の仕事ではないから」ということで、していただけてなくて、大変困っている人もいらっしゃるということで、障害福祉の関係とどういう関係になるのか、いま厚労省でも、その辺をうまく併用するような形をとるように、と言っているようですし、何とかその辺、障害福祉課でも考えていらっしゃる聞いたことがあるのですが、また、進めていただいて、きちんとはっきりした形になっていただければ助かります。全盲で一人暮らししていると、そういう代筆・代読というか、届いた手紙とか、そういうのは全然、どうしたらいいのかわからない、ということが結構ありますので、是非その辺もこれから検討していただいて、いい方向にお願ひしたいなあと思っています。

(会 長)

よろしいですか。

(委 員)

はい。

(会 長)

これまで、委員さんのほうから何回か問題提起があった課題、また重ねて、いわゆるニーズとサービスのあり方と言ったところでしょうか、ありましたが、別の委員さんの

手も拳がりがちだったようですが、続けてよろしいですか？

(委 員)

よろしいです。

(会 長)

では、今の委員さんの3点について、説明がありましたら事務局の方からお願いします。

(事務局)

はい。では、最初の同行援護の問題ですけれども、障害福祉サービスそのものについては、市の方でもガイドラインを設けて上限を決めておりますが、障害者の方の個別の事情に応じて、その人その人で判断していくというものを持っておりまして、同行援護に限らず、ほかのサービスにおいても障害者の特性に応じて決定しています。ただ同行援護の部分については、どうも30という数字がすごく色々な方々に刷り込まれていて、事前に控えるというようなところで、アセスメントの段階でそれが表に出ていなかったというような状況もありますので、少しアセスメントの段階で状況がわかるように、今年からは、できるだけ相談支援員の方にアセスメントしていただいて、というような形をとりながら、実情に合った形を個々の方のニーズに映えるようにということで、ひとつずつ広げていきたいと思っております。

あと2点目の相談支援事業者の方に負担がかかっているということの中では、富山市の方は、やっぱり相談支援事業所の数が少し近隣の自治体から見ると少ない状況にありまして、市の方では5月に相談支援員の方に少し良く似た活動というの中では、介護保険のケアマネジャーの方がいらっしゃいますので、富山市介護支援専門員協会の総会の場で、障害の制度なり相談支援員のことについてご説明したり、県の相談員養成研修についても障害のサービス事業者だけではなく、介護保険サービスの事業者にも、ご案内が届くような形で今年度は実施したところです。少しずつできるところから、やりながら理解を進めていって、できるだけ相談支援事業に参画していただける事業者の方を増やしながら、現在の相談支援専門員の方の負担も少なくし、利用者の方の相談に十分対応できるようにしていきたいと考えております。

あと3点目の代筆・代読の、特に介護保険のヘルパーさんの業務範囲の問題については、介護保険の中で結構細かく規定がされている部分があって、なかなか障害福祉課の方でも課題だと認知しております。ただ、これは全国的な制度の中で検討していく課題でもあるように思いますので、また私どもも、色々な形で上のほうに意見を繋いでいきたいと思っておりますし、団体の方からもその都度、お感じになっていることを団体のルートでまた繋いでいただけたら、利用者の方にいい形につくりあがって行くのではないかと考えております。

(委 員)

よろしく申し上げます。

(会 長)

委員、よろしいですか。

(委 員)

はい。

(会 長)

ありがとうございました。ほかにありますか。

(委 員)

今の相談支援のことですが、資料11ページに載っている相談支援事業所はこれで全てでしょうか。

(事務局)

いいえ。

(委 員)

違いますよね。これは指定相談支援事業所ということですよ。

(事務局)

そのとおりです。市が相談支援業務を委託している所で、相談支援事業所の数については、後の資料28pの一番下の段、特定障害児相談支援というところの中で、22の相談支援事業所があり、障害児をやっているところは8か所ということになっております。

(会 長)

増えてはいますけど、まだまだ足りないという感じですね。

(事務局)

どうぞご理解いただきたいと思います。

(会 長)

そのほか、いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(委 員)

いま、視覚障害の方の代筆・代読ということでお話が出たので、介護保険のサービスでヘルパーさんは1時間の持ち時間で、やっぱり時間がないものですから、介護保険制度の中では、担当のケアマネジャーが視覚障害の方もあるのですが、高齢になると字が書けない方もおられるので、担当のケアマネジャーが実際にその業務を行っているということが多い現状です。

(会 長)

そうすると、いま障害者の方へのサービスの中には。

(委 員)

ヘルパーさんのサービスの中にはいまのところは入らないので、「困った」というお手紙が届いたとか、何か難しい、今だったら特定疾患の手続きをとりたい、ということに関しては、ほとんどケアマネジャーが関わって書類を取り寄せたりしながら、郵送している状況です。

(会 長)

これからのまた、課題になろうかと思いますが、現状をお話くださり、ありがとうございました。そのほか、もしなければ、いったん前に進んで、また関連すれば振り返りたいと思います。では、2つ目になりますが、専門支援ワーキングの活動状況等についての報告ということで、各ワーキングから取り組み状況、それから今後の課題ということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。この(資料の)順番でいきますと18ページの就労支援ワーキングからお願ひします。

(相談支援事業所)

就労支援ワーキングの取り組み状況及び課題について資料18・19Pに基づき説明。

(会 長)

ひとつだけ。「ダイレクトB」ということが書いてありますけれども、少しわかり易くこの説明だけしていただきたいのですが。

(相談支援事業所)

はい。わかりました。本来「就労継続B型」というのは、一般就労を経験された方や、障害基礎年金を受給されている方を対象とし、働く支援をしている場所になります。支援学校の卒業生さんに関しましては、当然、働いた経験ありませんし、障害基礎年金の方も20歳から、ということになっておりますので、その資格は満たさないとすけれども、必要に応じて利用していただくために、直接そういった要件を満たさずに利用していただくものを、直接Bに行く、ということで「ダイレクトB」という言葉を代えた形の言い方をしております。

(会 長)

はい。前にいったん話題にはなったとは思いますが前回のときでしたか、「ダイレクトB」という言葉自体では初めてでしたので、ありがとうございました。

その次、お願ひします。地域生活支援ワーキング。

(相談支援事業所)

地域生活支援ワーキングの取り組み状況及び課題について資料20・21Pに基づき説明。

(会 長)

はい。ありがとうございました。このG連協というのがグループホーム等連絡協議会のことですね。

(相談支援事業所)

はい。

(会 長)

はい、ありがとうございました。それでは3つ目、子ども発達支援ワーキング。

(相談支援事業所)

子ども発達支援ワーキングの取り組み状況及び課題について資料 22・23P に基づき説明。

(会 長)

はい、ありがとうございました。これからという感じが非常にしましたが、課題が多いようです。続いては4つ目、基幹相談支援室、お願いいたします。

(基幹相談支援室)

基幹相談支援室の取り組み状況及び課題について資料 24・25P に基づき説明。

(会 長)

はい。ありがとうございました。次、もう1つありますでしょうか、5つ目、権利擁護部会の方ですが、説明をお願いします。

(権利擁護部会)

権利擁護部会の取り組み状況及び課題について資料 26・27P に基づき説明。

(会 長)

はい。ありがとうございました。5つのワーキング等、それぞれ計画に従って取り組みがございました。そして、ただそのポイントといいますか、課題も明らかになってきている気がいたしますが、全体を通して何か質問、あるいはサデスション等がありましたら、お願いいたします。

(委 員)

精神のことについて、地域生活支援ワーキングの方にお聞きしたいんですけど、21ページの精神科病院に長期に入院の精神患者についての地域移行、これは家族会の方でも、精神保健の方で大きな問題になっていると思います。皆さん方、地域移行について会議していると思いますが、具体的にどのような中味なのか、一部おっしゃいましたけど、今、この精神保健のところではですね、長期の入院患者、これをできるだけ退院促進させて地域移行に持っていくと、すると、どんどん入り口の方で、そういう方々が大変多くなって、それが引きこもりとか、そういった人々が非常に増えてきます。私も先般、3障害合同の研修会に参加しましたが、その中でも精神保健の色々な問題について、専門家だけではなくて、家族、当事者の声を聞いていないと、ほかから、家族の方だけの声を聞いていても、もう少しその訴求力がないということもおっしゃいました。

我々も当事者でもしっかりした人も、あるいは切なる立場におられる方もたくさんおられますので、そういう方々、あるいは家族も参加させてもらいまして、ケア会議とか、そういう会議を持っていただきたいと思います。

病院で、家族教室が先般ありましたが、7、8人の家族の人、当事者の人も来ていましたけれど、会議で相談を受けている中でPSWの人が、私は控えに座っていたのですが、直接来て、どうしても委員に話したいことがある、ということで、相談の当事者と私が話をさせてもらったのですが、その当事者の方も、本当のことはどうしてもPSWの方に言えなくて本当のことは委員に伝えたいと、こういうこともありましたので、その点をやはり当事者を家族を踏まえたこれからの精神保健のあり方を考えてほしいと思います。以上です。

(会 長)

地域生活支援ワーキングに直接答えてほしい、という話でしたけど、どういたしましょうか。家族会の主体といいますか、その原点ではあるかと思いますが。どうぞ。

(地域生活支援ワーキング)

いまほどおっしゃいましたように、精神障害の方の地域移行、長期に入院している方の地域移行の支援については、病院の中での取組みと、病院と地域での生活を繋ぐ取組みと、退院した後に生活を支える取組みということが必要だという風に言われていて、そのどこでも、きちんと取り組む人材を養成していかなきゃいけない、という話にはなっています。精神科の病院の入院期間を短くしようということで、精神保健福祉法の改正がありましたので、1年以上の入院を作らないという方針になってきている中で、やはり地域で支えていくシステムをきちんと作っていくということが大事なんじゃないかと。

ただ、ご本人の意欲の問題もさることながら、やはりその、とても大事な総合支援法の中に地域移行支援ですとか、地域定着支援があるということをご存じない方もたくさんいらっしゃるって、そういうことの周知と、あと退院を促進するための関わる人材の意欲の観点、そのモチベーションをあげていくことが必要なんじゃないか、と言う風に言われていて、どこか一部が頑張ることではなくて、市全体として上手く取り組んで行けたらいいなあ、と考えております。

(会 長)

ありがとうございました。道ははじまったばかり、遥かではありますけれど。着実に、積み重ねによって進歩して行けるんじゃないかな、とは思いますが。ありがとうございました。そのほか、はいどうぞ。

(委 員)

今のことに対する関連になるかな、と思うんですが、事業所もそうなんですけど、受け入れるグループホームの方もそうなんですけど、まず、学校、病院から卒業して来られた受け入れ場所ですね、これに関してなんですけど、今、移行型に集中しているんですけども、移行型に来て就職できなくてB型A型に移ってこられますよね、そうすると富山市はこの間から問い合わせると、数値目標を達成しているのでこれ以上…、というところで結局、じゃあこの人達、行けない、行き場を失った人達はどうやってここを

まず穴埋めするのか、と言うのが1点と、それと、そのグループホームも、いまの退院のこともありますが、すでにもう定員がいっぱい状態になっているんですね。お願いされてもなかなか受け入れられない状態になっていて、じゃあ高齢者になって、次のところに行きましょう、と言っても何百人も順番がついているんですね。じゃあ実際的に特養なんかに行って、障害者部分があるというのは聞いたんですけど、ここも何百人もついておられて、ならばどこへ行ったらいいんだろうか、という現実問題があるんですね。それで病院から確かに今言われたように1年、うわあもう1年で出てくるんだ、という思いがあるんですが、居宅の方はどうなっているんですか、というと、その現状の方も、なかなかヘルパーの方が、人数が少なくなってきた、障害者まで手が回らない、という現状にぶち当たっているんですけども、このあたり、行政の方にすごくお聞きしたい部分ではあるんですけど、この先どうなっていくんでしょうか。

このすばらしい計画は立てておられるんです。でも現実に出発する時点でふん詰まり状態になっているものですから、ここをまず解決しないと次の計画には進んでいけないんじゃないかな、という気がするんですが。

(会 長)

市は建前先行でなかなか現実には追いついてないという、切実な声があったんですが、これはどうでしょう。

(事務局)

そうですね。B型事業所のことについては、市だけではなくて、圏域、というものがあってそこで定員が決まっている、という中で、多分そのような話があったと思います。その部分については、市だけで決められることではないので、すぐにどうこうというのではなく、県といろいろと情報共有していかなければいけないとは私達も感じております。精神の地域移行から話が発展してきたと思いますが、病院から退院する人が全てグループホームにいかなければならないというものでもなく、以前何十年も入院生活してきた人が、このルートに乗って地域に帰った方もおられますので、そのあたり、現状を私達も把握しながら、どういうことをしていけば地域で生活できる環境が進んでいくのか、ということを検討していきたいと思っています。

グループホームについては、建ててはいけない、ということ由市では言っていないと思いますので、今事業者募集も9月末で終わったところですので、できるだけニーズに応えられるように、ということと、たぶん富山市内は市外の方もたくさん入っておられるということもあったりして、そのあたりも、なかなかつらい部分も出てきているのかな、というところは感じています。委員さんのおっしゃることは大事な課題だということでも認知しております。

(会 長)

はい。みんなでがんばっていきましょう。そのほかありますでしょうか。

(委 員)

ひとつ。

(会 長)

どうぞ。

(委員)

障害児の子ども達の学籍のことで聞きたいと思います。私、とある児童相談所で就学指導委員会の委員もやっていて、生声として保護者の方が地元の学校へ通わせたいけれども、なかなか地元の小学校の学校長が・・・とか、と言うお話を伺ったことがあります。これは間接、直接で聞いております。

例えば、「恵光学園」さんもそうですが、私の所の法人では通園もあります、また、「つくし」とか、県西部には「わらび」があるんですが、年長の子ども達が概ね10月、11月に就学指導委員会となりますと、保護者の方が翌年度4月から地元へ通わせたい、そういったときに、すんなり入れれば兄弟と一緒に、また成人したときに、同じ成人したときに、「うちの地域で成人を迎えた子だ」という認知を受ける。で、ここには県立学校の、特殊学校の教育委員会の方もおられませんし、市の障害児の教育の方もおられない訳なんです、まずは就学指導委員会等においてですね、ここでいう、子ども発達支援ワーキングとか、基幹相談支援室でそういう学籍に関わることが、保護者の方からニーズが出たときに、そういう調整ってというのは、白書としてあるのかないのか、これは教育サイドだ、といわれるのか、あるいは、例えば現在在籍している「しらとり」の学籍のお子さんが、親御さん等の希望でですね、地元の中学校から地元の中学校に戻りたいとか、小学校3年から4年からという風に、言うならば、県立の支援学校から地元に戻るというケースは、「しらとり」さんの方で何ケースくらいあるのか、また逆に、低学部、中学部、途中から入ってくるケースの数字はどの程度あるのか、小学1年生からの就学ではなく途中から中学部に入ってくるケースについてお聞かせいただきたいのですが。

(会長)

障害児の教育問題が協議会で初めて出ましたが、まあ関係の委員さんもいらっしゃいますので、今の就学指導の問題と、それと復帰の問題ですね、簡単に何か、現状このようになっている、というのがもしあれば、お話していただけますか。

(委員)

そうですね。あの、今まであまりその戻るケースは少なかったんですけども、昨年度1名、小学部1年生から入学されたお子さんが、市内の小学校の方へ戻っていかれました。夏休みにお母さんの方からお手紙来まして、すごくそちらの方で、仲間に支えられて楽しくやっています、ということで、本人からの手紙もありました。やっぱり今後、就学時には、しらとり適であって、お母さんも合意されて、しらとりに来ておられる場合でも、今後は、それぞれその段階に応じて、その子に応じた教育の場所を求めるということになると思いますので、その時点で見直しはかけていけるとと思います。

それから就学相談に関しましては、市の就学支援委員会かな、そちらの方で話し合うので、そちらも保護者、それから本人との合意のあったうえでの進路先決定、就学先決定ということになります。

それと小学部から中学部の段階、それから中学部から高等部の段階で入ってくるお子さんの数は、やっぱり、高等部でも中学校からの入学がトップですし、小学校、あるいは特別支援学級、あるいは通常学級の方から入学検査を受けて入ってこられます。でも

やっぱり、そこでの進路指導を受けまして、本人も体験、そこから半日、色々な見学会等を通して、学校も見て、その上で判断してこられますが、その中でも、入った段階で、やっぱり自分はここは違うと、高等部なんかではですね、いうことで退学されて、定時制の高校等を受けて行かれる方もおられます。

(会 長)

概ねそのような現状ということですが。

(委 員)

恵光さんの場合、6歳児とか、親御さんから相談を受けたり、何かそういう相談を受けられますか。

(相談支援事業者)

たくさんあります。恵光学園でも毎年15人から20人くらい卒園しますし、児童発達支援事業の子ども達は、3年組いますので、だいたい地域を思っておられる方が、授業をご利用の方は、ほとんど地元です。その中で支援学校という方は少ないですね。あと恵光学園の中でも、やはりある程度地域でやっていけるんじゃないか、というお子さんに関しては、お母さんと一緒に見学して、校長先生、教頭先生と教務主任の方とお話をしながら、地域で、ということで進めていってはいますので、あの今、市の方が就学支援委員会というのを立ち上げておられて、市の方でも、見て行こうか、と振り分けされるようになりました。以前とは変わってきておりますので、そのあたりも市の方がしっかり見ておられるかな、ということがありまして、受け入れも、そんなに悪くない、という思いはすごくありますし、もう30年前であれば、中学校区ひとつに支援学級があったのが精々だったのが、今はどこの学校にも支援学級があり、情緒障害児学級があり、情緒障害児学級も、知的障害のない発達障害のお子さん達、という風な、しっかりした区分けもなっておりますので、そのあたりもお母さん方、熟知して就学に向けて動いておられるかな、とは思います。

(会 長)

ありがとうございました。

(委 員)

ひとつだけ。

(会 長)

はい。どうぞ。

(委 員)

わたし、保護者に何人かお会いした中には、やはり学校長から、こういってことで、あなたのお子さんの場合には、より県立の手数の多い教員の中でやられた方がお子さんに良いよ、と言われると、それでも地元の学校、ということと言い切る保護者の方はなかなかいない。ということは、保護者が同意したという形なんだけれども、その中には悶々とした思いの中で、小学部1年2年をはじめられる、言うなら県立のにかわとか、

しらとりさんとか、色々あると思うので、そういう生声を聞いたことがあるもので、今回、質問させていただきました。どうもありがとうございました。

(会 長)

多分その、養護学校の事務方でやる仕事は54年だったと思うんですが、その当時に比べるとかなり、そういうプロセスは、丁寧に、そしてソフトになっているのではないかな、という印象がありますけど、ただ、個別の事例については、やっぱり子どもさん各自一生の問題ですので、やっぱり非常に思いは強いのかなと。

ただ、そこはやはりこう、受け入れられた、ということで支援学校や支援学級などでどうサポートしていけるのか、というところであろうかと思いますが。ずっと、そういった意味で寄り添ってサポートを支援していける体制がどこまでとれるか、だと思えます。はい。ありがとうございます。

さて、少し先を急ぎたいと思いますが、次についてよろしいでしょうか。3番目になります。障害者福祉施設の現状についてということで、これも資料がありますのでご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

障害者福祉施設の現状について資料 28～31P に基づき説明。

(委 員)

何年にできるんですか？

(会 長)

説明は以上でよろしいですね。

(事務局)

はい。

(会 長)

早速質問がでていますが、何時オープンするんですか？

(事務局)

平成29年4月の予定です。

(会 長)

建設はこれからということですか。

(事務局)

まだこれからです。はい。

(会 長)

まだ、これからということで、はい。そのほか何か質問はありますか。

8つのサービスを一体的に提供する。確かあの一角には看護専門学校ですかね、それ

が建ったり、あと複合的な施設がいろいろ有機に聞いているんですが。

(委 員)

すみません。まちなか診療所というのは、何科が置かれるんですか？予定として。

(事務局)

まちなか診療所につきましては、資料30Pにポンチ絵がございますが、24時間訪問診療、訪問診療に特化した診療所でございます。基本的には外来は受け付けない、という方向で検討をしておるところです。

(委 員)

1階を受け付けない、ここに通わない……。

(事務局)

訪問診療専門ということですよ。在宅のねたきりの方とか、在宅でそういう方の訪問を専門に行なうということです。

(委 員)

そうすると小児科とか内科とか？

(事務局)

総合です。

(委 員)

高齢者も対象ですよ。

(事務局)

科標榜はどうなるかわかりませんが、総合診療医が従事する。

(委 員)

何でも御座れという……。

(会 長)

ほかありますか。障害児支援というところが、説明の中にありましたけれど、発達支援も行うということは、恵光学園みたいな機能も持つということになるんですか。

(事務局)

児童の発達支援という部分について……。

(会 長)

児童の発達支援という部分について、その部分について。

(事務局)

いわゆる児童発達支援事業の部分を行う、ということですね。

(会 長)

では、これを見ると、高志通園センター的なことになるんですか？

(事務局)

通園は、いわゆる通園を行なえるのは児童発達支援センター……。

(会 長)

ええ、センターですね。

(事務局)

富山市で言えば、恵光さんとか、高志さんとかですけど、児童発達支援センターという感じでは今のところ……。

(会 長)

そこまではいかない？

(事務局)

「センター」というよりは「事業」ということで……。

(会 長)

そこまではいかない？

(事務局)

事業というところで検討しています。

(会 長)

場所的には非常に便利なまちなかですので。

(委 員)

そうなんですよね。すぐそこですから。

(委 員)

今、通園的な要素は持たないと言われましたが、適応訓練等というのは、ある程度定期的に行わないと実績というか成果は出ないのではないのでしょうか。

(事務局)

通園というと、毎日通って定期的に行うということで、児童発達支援事業となると、月最大4回まで、例えば1週間に1回くらいずつ来ていただいて、必要な訓練等を行うということで、その児童発達支援の部分を考えております。

(委 員)

しらとり支援学校でも、高志などに、月1回とか週何回とかという形で、行っている方がいるので、そういうのと同じ感じですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

先程、高志とも違う、という風に言われたので、どういう感じなのかなと思ひまして。

(事務局)

通園と違う、ということです。

(相談支援事業者)

センターと違う、ということです。

(会長)

年齢、対象年齢というのは、どういう風になっていますか。

(事務局)

児童発達支援事業は未就学児なんですけど、障害児相談支援事業は未就学児以上の方も障害児であれば対象になります。

(委員)

ちょっと確認なんですけれども。

(会長)

はい。どうぞ。

(委員)

障害児支援施設っていう名称なんですけど、支援施設という名前が付くと「者」も「児」も「入所施設」のイメージがありますので、何かこの呼び名、変えられた方がよいのではないかなと。そのあたりどうなんでしょうか。

その通園ではなくて、段発で通う日中の施設ということですよ。施設ではなくて事業なのか、「支援事業」の方が名称的に合っているのかな、と。施設としてしまうと入所のイメージが…。

(会長)

名称の点では、私は、前にこの構想に関わったことがあるのですけれども、地域包括ケア、というところと、これ高齢のところとまたどう違うのか、というのもあって、いろいろ論議のあるところだと思うんですが、支援施設と同じで、ですね、最終的にはこれ、条例設置の施設になりますか。

(事務局)

はい。そうです。

(会 長)

設置条例になりますよね。それに向けてまた、こういった意見もあるということで、是非またご検討いただければ、と思いますがよろしいでしょうか。

そのほかありますでしょうか。また新たな資源が増えるということなので、これがこうネットワークを作って話題になってくれればと思います。それでは、その次4番目ですね。障害者差別解消法の施行について、ということで、いくつかありますので、よろしくをお願いします。

(事務局)

障害者福祉施設の現状について資料 32～39P に基づき説明。

(会 長)

はい。ありがとうございます。4月から本格実施になる訳ですが、まずはその、差別解消法の中味、不当な差別的な取扱いは禁止されるということ、合理的な配慮を提供する義務があるということ、このあたりがポイントであろうと思いますし、そのための相談、あるいは調整、地域協議会といったようなもの、そして富山市としてどういう体制にしていくのか、という考え方とスケジュールといったところで説明がありました。少し時間がきつくなっておりますが、ご質問等がありましたらどうぞ。

(委 員)

ちょっとよろしいでしょうか。

(会 長)

はい。

(委 員)

確認でございますけれども、36Pに構成機関という表が載っておりますけれども、市町村の欄のところで、関係機関の当事者、教育となっておりますけれども、構成が、例えば都道府県の場合、市町村の場合、特に教育の場合は、市町村の場合は家族会と言う風に、当事者と同じ構成になっていますが、よろしいのでしょうか。

(事務局)

すみません。誤植です。

(委 員)

ミスプリントですか。

(会 長)

常識的には都道府県と同じ様な構成かと。

(委員)

だと思ひまして。わかりました。

(会長)

誤植についてはまだあると思うんですが、35Pの表ですが、地域相談員の「視覚等」は、「資格・免許」の「資格」だと思うんです。はい。そのほかありますでしょうか。

(委員)

いいですか。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

今程ご説明いただいて、だいたい市の取り組み方のところで感じたんですが、35Pの方ですね、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例というのが4月1日から施行されます。これに先立って家族会にも富山県のほうから家族会に対して地域相談員の依頼がありました。正式に知事の委嘱を受けるという形で、地域相談員になってくださいと、それでまあ10名余りの地域相談員を出していただきたいと、で、その前に富山県の障害福祉課から専門の方がパブリックコメントのような感じで2～3回、家族会に依頼されました。で、精神障害の家族が地域相談員になるのは、他障害と同じ形で、精神の方も同じ立ち位置に立ってなっていただきたい、という就任要請がありましたけれども、そしてまた、ほかの都道府県でも、これは県の方でやったら、各市町村にもやってもらうということになりますので、なるべく他の市町村にも、そういう相談員を設置していただくように、ということですね。説明にありましたように、家族会が相談員となって、いろいろな紛争とか問題解決をやって、県の方に広域相談員という方々がおられて、県の専従職員が2名程設置する予定だという説明も受けましたけれども、富山市におかれましても、それに準じて、いつ頃からそれを、仮に4月1日からやって行きたいとか、具体的な計画がございましたら教えていただきたいと思ひます。

(会長)

事務局どうぞ。

(事務局)

ご質問の地域相談員につきましては、市の方も身体、知的障害者の相談員の方につきましては、既に県からの依頼を受けて、市がご案内を出して、委嘱にかけて登録などお返事をいただいているところです。その他知事が適当と認めるものという部分について、いま市から直接何かをできるという段階ではなかったもので、多分、精神障害者の家族会には県がダイレクトにお願いされたのだと思ひますが、私共の方でやはり感じていたこととしては、やっぱり精神障害者の方のご相談というのは、とても重要なので、家族会の相談員の方はもちろんのこと、市の方では、メンタルヘルスサポーターという保健所で精神障害の相談に乗る方を委嘱していますので、そういうことも今後県と協議して、

地域相談員になれるように、話をしていきたいなあ、ということは思っているところ
です。一応、28年4月1日からと、県が委嘱するものは全部、市が独自に委嘱ではない
ものですから、一様にスタートは一緒です。

(委員)

わかるようで、わからないのですが。検討したいということはどういうことでしょう
か。県が精神障害者家族の方が地域相談員になっておられると言われるんですけど、市
はそれについて、精神障害者の家族に対しては検討したいということですか。市は。

(事務局)

検討したいではなくて、そういう方々が必要だという認識を私達も持っておりまして、
ただ、この地域相談員というもの自身が県条例で定められている方々であって、①の身
体、知的の相談員については、まず県は、直接、市町村に案内して希望をとってほしい
ということをお願いされたんですけど、その他知事が適当と認めるものの定義というも
のが市町村に示されなくて、逆に市町村側では、そういう精神の方が必要だというこ
とを、私たち現場の職員ですので、認知しておりますので、家族会の方だけではなく、市
であればメンタルヘルスサポーター、他のところでは名称は違うと思いますが、保健所
の方で、厚生センターですかね、そういう所に精神の相談員の方がいらっしゃいますの
で、そういう方々も本来であったら、相談員になっていければ、幅広く差別解消に向
けた取組みができるのかな、と考えているところです。

(委員)

県はね、家族会員そのものが相談員になってもらいたい、という要請なんですけれど
も、今おっしゃったように、市の方では、そういうメンタルヘルスサポーターとか、専
門職の人になってもらうということも含めて、検討したいということですか。

(事務局)

県がお願いされた家族会の方というのは、その10人の方というのは、市町村に行け
ば、当然、市町村の地域相談員という形になる訳なんです、広域相談員ではなくて。
多分、いま県がお願いされた、②のその他知事が適当と認めたもの、という分類の中で、
ここが、言葉が表に出ていないんです。そこでお願いされて市町村の地域相談員になっ
ていく、ということになると思うんですね。

(会長)

あの、県とですね、市町村の関係がちょっとすっきりしないと思うんですね。ただ、
委嘱をするのは県ですね。

(事務局)

はい。県です。

(会長)

委嘱をして、実際にその運用といいますか、運用していくのは、市町村がしていく、
ということですね。そういうことですね。

(事務局)

身近な相談窓口はどうしても市町村ということになるので。

(会 長)

ですから、県知事が委嘱をすれば、それは自動的に富山市で活動していただく地域相談員になる、という理解でよろしい訳ですね。

(委 員)

家族会員は富山県に広域に、にいかわとか砺波とか、におりますね。

(事務局)

にいかわの方は、にいかわの居住地の地域相談員になってかれる、ということになると思います。

(会 長)

まあ、いずれにしても3障害…。

(事務局)

そうですね。3障害の方がいないと。それとメンタルヘルスサポーターは専門職ではなく、地域の民生委員さんだったり、保健推進員さんだったり、地域のボランティアの方々に精神障害者の方の相談に日頃から応じておられる方々、ということになっております。

(会 長)

ということは、難病の関係の相談員も想定しておられる感じですか。

(事務局)

難病の方はどうなっているのか、私たちの方では…。

(会 長)

そこまではわからない。

(事務局)

難病センターさんのご関係の方からお願いできますか。

(委 員)

難病については、その相談員という形のものはありません。ボランティアの方は、それぞれ厚生センターで依頼してはおりますけれども。

(会 長)

まあ、これはゆくゆくは県で決められることだと思いますが、はい。そのことも市町村にまた関わってきますので、少し気に置きます。

(委員)

会長いいですか。

(会長)

はい。どうぞ。

(委員)

実際の条例ができ、協議会ができてでも、実際の個別の案件を処理するのはすごく難しいと思います。いうならば、例えばセクハラ、パワハラというのは、言ったときには自分がそうなる、受け手がそういうふうになったときは、それは認知して、事実として何月何日こういう発言ということになります。差別というのも単なるアドバルーンでなくて、そういった脳の中の一切そういった社会文化的なものまで感化しようという中において、クレームはかかってくると思いますけど、実際、地域相談員さんだとか広域専門相談員さんの方にですね、ある方が相談に行ったときには、何月何日こういったことで私は差別されたと思っている、というふうに相談された以上は、相手方に対して事情を聞くとか、アセスメントするとか、そういう作業が必須になってくると思いますよね。

そういった業務というのを地域相談員の方が、やっぱり使命感等で以ってやって、尚且そこを、スーパーバイズを受ける方によってジャッジメントしてもらおうということになると、相当の作業量と心労があるのではないかなと、こう思う訳なんですけど、そういった運営については、市の方ではどういうふうに考えておられるのでしょうか。

(事務局)

例えば、地域相談員の方が具体的に相談を受理してどのように行っていくか、という部分については、県においても来年の年明けから、少しマニュアルを作りながら、という段階です。その具体的な方法については、市の方も県と一緒に詰めていかないと、市だけで、こういうふうにします、と言っても、できない部分がありますので。具体的な活動の体制、相談体制については年明けに整備していきたいと思います。

ただ、地域相談員に就任していただく予定の方々と、色々なご意見等は随時、障害福祉課の方にお寄せいただければ、そういったことを考えていくときの参考になりますので、いつでもご意見をいただけたらと考えております。

(委員)

一番危惧されるのは、相談に来たのに何も返事がないとか、放置されること。施設では、第三者委員あるいは苦情処理のときには、必ず施設長が申し出られた方に、直接間接に、この様に処理しました、事実関係はこうでした、と回答する訳なんです。それでもって一件落着という形なんです。受けていかれる相談員さんは大変だなあという気がします。

(事務局)

自立支援協議会は、また2月か3月にも開催しますので、そのときに色々なご意見もいただきながら実践できる形になっていければ、と思います。また、手探りで進む部分

もあると思いますので、また、お知恵をいただけたら、と思います。

(会 長)

例の虐待防止法の関係ですが、苦情解決の関係ですね、少しオーバーラップするところがありますのでね、そのあたりの取り扱い、交通整理が難しいかな、という感じがします。先ほど見てますと、地域協議会は個別事案については判断を行わない、ということになっていきますので、そうすると逆に、虐待防止だとか苦情解決の所がもっとしっかりやっていく、ということになるのかな、という風なことを感じますが、一点だけ質問ですが、差別をしたり合理的な配慮をしない場合の罰則規定は何かあるんですか。

(事務局)

…ない。

(会 長)

ない、という理解でよろしいんですね。そうすると折角、相談員の方が相談を受けても、困ったなあ、ということになる気がします…。はい、どうぞ。

(委 員)

資料3 3 P目の7、正当な理由の判断というところで、政府のヒアリングがあったんですが、ここの部分がやっぱり当事者団体の方から一番質問があったところで、正当な理由がどんどん広がって行って結局、差別になって行く可能性が高いので、というところで、各省庁の回答の方では、3 6 Pにある地域協議会でその部分を精査しながらやっていく、というような回答をされていたのですが、今の話だと、個別事案はここではやらないよ、という話なので、結局はたらい回し状態になってしまうのではないかな、という印象を受けたんで、多分その様なことにはならないよう努力されると思いますが、そのあたりも、まあ本当の細かい所の個別事案までやる、という意味ではないと思うので、正当な理由というのが広がっていかないような、歯止めをかけるための地域協議会だ、という認識でいただけたらありがたいなと思うのと、あとヒアリングで支援者団体の意見としてあったのは、グループホームが増えない理由として、地域の反対がやっぱりあってできない、というのが法人なら経験があるのですが、最初根回しして上手いこと進んでいて、次に説明会を開いた途端に、誰か一人が反対するとみんな反対し出すということになって、そういうことがないようにお願いしたい、ということをお伝えされていたのですが、これはこの法律ができたので、そういうことがないように、というのと、あとは中央省庁がおっしゃるには、市町村が積極的に介入をして問題解決にあたってもらうように指導していきたい、と思います、という回答を言っておられたので、是非そういう反対運動みたいなことが起こったときには、市町村としても積極的に仲介に入っていただくような部分というのも、それを市町村がするのか地域協議会がするのか、そのあたりはわかりませんが、一応そのような回答がありましたので、富山市でもそういう配慮をいただけたら、と思います。

(会 長)

ほか、よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

どうぞ。

(委員)

障害者差別解消法ということで、私たち障害者なんで、当事者なんですけれども、色々関係者の中でも、あんまり知らない人も結構おられたり、代表のような人達は知っているんですけれども、知らない人もいらっしゃいますし、来年入ったら周知啓発をする、ということなんで、是非その辺をしっかりと努めて、市民の方々にも知っていただけるような形をどんどんとっていただけたら、と思います。

それから、ガイドラインも作られると思いますけど、そういうことについて職員の皆様にも、対応要領のこともありますけど、何か研修会みたいなものを開いていただけたらいいのかな、と思いますので、考えていただけたらと思います。障害者も含めたような形でもいいですし、その内容についても、障害も色々ありまして、特性がありますので、それも含めて皆さんに知ってもらおうという意味もあって、研修の場を考えていただけたらいいのかな、と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(会長)

職員の方というのは、行政の職員という意味ですか。

(委員)

行政もそうですし、まあ一般には行政が当てはまるかも知れませんが、事業所になるとちょっとまたあれですけど……。

(会長)

事業所というか、経済団体も含めた形で視野に入れていかないと、ということなんで。

(事務局)

地域生活の色々なことは、やっぱり計画的段階的に進めていかなければいけないのかな、ということをおもっていますので、私達の方でも考えて行きたいと思ひます。

(委員)

よろしくお願ひします。

(会長)

マイナンバーと並んで大事なことですな。みんなの意識を変えなきゃならん訳ですから、はい。時間はあまりないので一緒ですけどね、マイナンバーの方が早いですけど。はい、ありがとうございます。やはり時間かかってしまいました、申し訳ありません。

今日はやっぱり盛りだくさんでやってまいりましたので、時間の都合で申し訳ありませんが、その他は省略させていただきたいと思ひます。

全体会は年2回の予定なんですけど、貴重な報告、ご提案たくさんいただきました。

事務局の方では、また来年度に向けて、まだ今年度は残りあるんですが、予算要求などもいずれその時期になってくると思いますので、是非また頑張ってください、という風に思います。とにかくノーマライゼーションと人権の尊重、ということをもっと最初に言いましたけれども、世の中を変える、ということにもつながるような大それたことだと思いますので、まあ相当覚悟を決めてそれぞれ向かってください。そして原点をしっかり忘れないようにしながら、取り組んでいかなければいけない、課題ではありながら、というようなことを感じました。

以上で、時間ですので第1回の協議会を終了させていただきたいと思います。本当に長時間ありがとうございました。

(委員各位)

ありがとうございました。

(事務局)

次回開催のスケジュールについて連絡